

# 青年部規約

## 第1章 総則

第1条 自治労福島県本部規約第20条第1項により、この部を全日本自治団体労働組合福島県本部青年部（略称—自治労福島・青年部）と称します。

第2条 この部は、県本部加盟単組青年部で構成します。

第3条 この部は、自治労綱領目的達成のため、県本部の運動方針に基づき、青年組合員の経済的、社会的、政治的地位の向上をはかることを目的とします。

第4条 この部は、目的を達成するために次のことを行います。

- (1) 単組、総支部に青年部組織をつくり、強化します。
- (2) 学習活動の強化をはかります。
- (3) 県本部中央執行委員会に対し必要な意見を具申します。
- (4) その他、目的達成に必要なことを行います。

## 第2章 機関

第5条 この部に、次の機関をおきます。

- (1) 総会
- (2) 青年部長会議
- (3) 常任委員会

第6条 総会は、この部の最高機関であり、次のことを決めます。

- (1) 規則の決定及び改正
- (2) 活動方針
- (3) 役員を選出及び承認
- (4) その他、必要な事項

第7条 総会は、代議員、役員で構成し、年1回開催することを原則とします。

第8条 総会代議員は、次の割合で選出します。

青年部組合員	20名まで	1名
同	50名まで	2名
同	100名まで	3名
同	200名まで	4名
同	300名まで	5名
同	400名まで	6名
同	500名まで	7名
同	501名以上	8名

第9条 青年部長会議は、総会につぐ決議機関であり、単組青年部代表1名で構成し、次のことを決めます

- (1) 活動方針の具体化に関すること
  - (2) その他急を要すること
- 4 この規約は2008年2月3日に改正し、2008年4月1日より適用する。

第10条 常任委員会は、役員によって構成し、この部の執行機関であり、次のことを行います。

- (1) 総会、青年部長会議の提出議案の作成
- (2) 総会、青年部長会議の決定事項の執行

第11条 この部の総会、青年部長会議及び常任委員会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席構成員の過半数で決定します。

## 第3章 役員

第12条 この部に、次の役員をおきます。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 常任委員 若干名

第13条 部長は、青年部を代表します。

2 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは代行します。

3 事務局長は、部の業務を処理します。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、業務を処理します。

5 常任委員は、部の業務を分担します。

6 県本部中央執行委員は四役より選出し、その資格を得ます。

第14条 部長、副部長、事務局長、事務局次長は総会で選出し、その任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とします。ただし、再任は妨げない。

2 部長、副部長、事務局長、事務局次長に欠員が生じたときは総会においてこれを補充することができるものとし、任期はその前任者の残任期間とします。

第15条 常任委員は総支部ごとに選出し、その任期は1年として総会で承認します。

2 上部団体等の役員は常任委員とします。

## 第4章 会計

第16条 この部の経費は、県本部から支出します。

### 附則

第17条 この規約に定めていないものは、すべて県本部に準じます。

第18条 この規約は1964年8月28日から実施します。

2 この規約は1975年9月27日に改正します。

3 この規約は1978年10月7日に改正します。

# 女性部規約

## 第1章 総則

第1条 自治労福島県本部規約第20条第1項により、この部を全日本自治団体労働組合福島県本部女性部（略称—自治労福島・女性部）と称します。

第2条 この部は、県本部加盟単組女性部で構成します。

第3条 この部は、自治労綱領目的達成のため、県本部の運動方針に基づき、女性組合員の経済的、社会的、政治的地位の向上をはかることを目的とします。

第4条 この部は、目的を達成するために次のことを行います。

- (1) 単組、総支部に女性部組織をつくり、強化します。
- (2) 学習活動、調査、研究に取り組みます。
- (3) 他の補助機関との連携、共闘をはかります。
- (4) 地域女性労働者との共闘をはかります。
- (5) その他、目的達成に必要なことを行います。

## 第2章 機関

第5条 この部に、次の機関をおきます。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

第6条 総会は、この部の最高決定機関で、代議員で構成し、年1回開催することを原則とし、部長が召集します。ただし、常任委員会が必要と認めたときは、臨時に開催することもできます。

第7条 次の事項は、総会で決めます。

- (1) 規則の改廃
- (2) 運動方針
- (3) 予算、決算
- (4) 役員選出
- (5) その他、必要な事項

第8条 総会代議員は、次の比例で選出します。

女性組合員	50名以下	1名
同	100名まで	2名
同	200名まで	3名
同	400名まで	4名
同	600名まで	5名
同	1,000名まで	6名
同	1,000名以上	7名

第9条 常任委員会は、この部の執行機関であって、総会で決定した方針に基づいて具体的な活動を行います。

第10条 常任委員会は、部長、副部長、及び常任委員で構成します。

第11条 この部の総会及び常任委員会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席構成員の過半数で決定します。

## 第3章 役員

第12条 この部に、次の役員をおきます。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 部長   | 1名  |
| (2) 副部長  | 2名  |
| (3) 事務局長 | 1名  |
| (4) 常任委員 | 若干名 |

第13条 役員の任務は、次のとおりとします。

部長は、女性部を代表します。

副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは代行します。

事務局長は、部の業務を処理します。

常任委員は、部の業務を分担します。

県本部中央執行委員は三役より選出し、その資格を得ます。

第14条 部長、副部長、事務局長は総会で選出し、その任期は1年とします。ただし、再任は妨げません。

第15条 常任委員は総支部ごとに選出し、その任期は1年として総会で承認します。

2 上部団体等の役員は常任委員とします。

## 第4章 会計

第16条 この部の経費は、県本部予算から支出します。

第17条 この部の会計年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとします。

### 附則

第18条 この部の規約に定めていないものはすべて県本部の規約に準じます。

この規約は、1978年10月7日から改正します。

2 この規約は、2008年2月3日から改正します。

第19条 この規約は、1991年9月29日に改正し、1991年10月18日より施行します。

3 この規約は、2008年4月1日から施行します。